

マイナンバー 社会保障・税番号制度がはじまります！

平成27年10月から、あなたにもマイナンバーが通知されます。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

事前の書類取得の必要なし！



行政の効率化

行政手続が、正確で早くなります。

各機関で作業のムダが削減され、手続がスムーズに！



災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援を実現します！



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。



年金などの社会保障を、確実に給付します。

未払い・不正受給を解決します！



マイナンバー制度とは？

- 平成28年1月から「社会保障・税番号制度」(⇒マイナンバー制度と言います。)がスタートします。
- マイナンバー制度は、国民一人ひとりが12桁の個人番号(⇒マイナンバーと言います。)を持ち、複数の公的機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たす基盤で、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。
- これにより、国や地方公共団体等で個人情報の連携が可能となり、上記のようなさまざまなメリットをもたらします。

制度実施の流れ

平成27年10月～

マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続で、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

岩手県建設業厚生年金基金においても、貴方様が現在お受け取りいただいております年金に係る源泉徴収票等を作成するために貴方様のマイナンバーを取得する必要があります！

当基金からお支払いしております年金につきましては、お支払い時に税金の源泉徴収を行うとともに、源泉徴収票等の作成を行っております。マイナンバー制度がスタートすることで、支払者が税務署等に提出する源泉徴収票等へ貴方様のマイナンバーを記載する必要がありますので、当基金において、貴方様のマイナンバーを取得する必要があります。

岩手県建設業厚生年金基金では、貴方様のマイナンバーを安全・確実に入手するため、また、貴方様の郵送手続きの費用負担等を軽減するため、**マイナンバーの収集業務を【企業年金連合会(※)に委託する】予定です。**(企業年金連合会は、マイナンバーに関する法令等により、貴方様のマイナンバーを貴方様にご確認することなく地方公共団体情報システム機構から入手することが可能です。)

当基金では、入手したマイナンバーを平成29年1月以降に税務署等へ送付する源泉徴収票等に記載する予定です。なお、企業年金連合会にマイナンバーの収集を委託した場合でも、マイナンバーの収集ができない場合がございますので、その際は当基金からマイナンバーのご提供依頼につきましてご連絡いたします。こちらから連絡しない限り、貴方様からマイナンバーをご提供いただく必要がございません。

(※) 企業年金連合会とは？ 昭和42年に厚生年金保険法に基づき、厚生年金基金の連合体として設立され、平成16年の法律改正により現在の企業年金連合会となりました。主に、企業年金制度を短期間で脱退した方に対する年金給付を一元的に行い、企業年金間の年金通算事業を行っております。企業年金制度が貴方様のマイナンバー収集業務を企業年金連合会に委託することは、法令や主務省令によって認められております。

本件に関するお問い合わせ先

岩手県建設業厚生年金基金

住所

〒020-0873

岩手県盛岡市松尾町17-9

電話番号

019-653-4484

ホームページ

<http://www.iwaken.or.jp/nenkin/main.html>